【資料 22】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 2 月 19 日
第 16 回条例検討会資料

第 15 回条例検討会のまとめについて

1．第 14 回検討会のまとめについて

・合理的配慮の発生要件の部分を除き、【資料 17】のとおり了承された。

・角家委員から【参考資料 8】により「合理的配慮の発生要件の見直し（案）」と「差別禁止規定に意思表示の受領の規定を加えるべき」という提案があった。

【再検討（案）】

・　【参考資料 8】については、次回の検討会で議論することとします。

2．合理的配慮の提供に係る義務の対象者の範囲

○　田中委員から【資料 14】に基づき合理的配慮の義務の対象者を拡大する場合の考えるべきポイント・問題点について説明があった。

○　事務局から【資料 18】に基づき下記の見直し（案）が示された。

①　何人も差別（不当な差別的行為・合理的配慮の不提供）をしてはならないと規定するが、第 5 条の各号に列記される福祉サービスや医療など各分野で行われる差別を対象とすることで、実質的に私人間（隣人間・家族間など）の差別は対象とならない規定とする。

③　相談機関が行う調整活動は、第 5 条各号に列記される分野別の差別を対象とし、私人間の差別は対象としない。

④　家族間の差別の多くは、虐待と考えられるため、相談機関で対応するのではなく、障がい者虐待防止センターで対応する。

⑤　隣人間の差別は、相談機関の調整活動で対応するのではなく、自治会等を通じた周知啓発で改善を促す。

⑥　助言・あっせんの申立て対象には、私人間の問題は含まない。

【再検討（案）】

・　事務局の見直し（案）のとおりとします。

３．市民等の役割について

【再検討（案）】

・　問題提起した遁所委員が欠席のため、次回検討することとします。

４．条例（たたき案）について

（１）第 12 条関連

・　第 12 条第 2 項第 1 号から第 3 号にある申立ての制限規定は設けるべきではない。申し立てを門前払いするような規定ではなく、間口を広げておいて個々のケースに対応する中で助言・あっせんの困難な場合、それから適性を判断して適宜対応していくべき。「助言もしくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上、助言若しくはあっせんを行うことが適当ではないと認めるとき」というような規定にしてはどうか

・　門前払いというのは避けたほうが良い。

・　相談機関で第 1 号から第 3 号にあたる相談があった場合、適切な機関に相談するよう交通整理が行われると考えている。そのため、助言・あっせんの申立ての部分に制限規定があっても何も問題はないのではないか。

⇩

【再検討（案）】

・　第 12 条第 2 項第 1 号から第 3 号の制限規定は設けないこととします。

※ただし、制限規定にある事項は調整委員会の調査審議の対象にならないことは変わりませんので、ガイドライン等で対象外であることを示すこととします。

（２）第 19 条関連

・　教育のユニバーサルデザイン的なことを盛込んでも良いのではないか。

・　ユニバーサルデザインについては、国の施策に基礎的環境整備という表現で盛込まれているので、その心配はいらない。

・　特別支援学級の先生が虐待を行っていたという報道を見ると、先生の教育は必要だと思う。

・　授業の中で、カラーユニバーサルデザインに取組んで欲しい。

・　「必要な配慮が把握されるための取組みを行う」が分かり難いので、例えば「必

要な支援を把握し保障する」など違う表現にすべき。

・　第３章を見ると、障がいのある方への支援策がとても強い。この条例は何を進めようとするのか。差別がなくなるよう、障がいのある方への理解を深める取組みを進めようという意図で条例を制定していると考えているが、ここからは感じ取れない。第１９条や第２０条にある市以外の学校・保育所に働きかけを行うというようなものがすべてのところで必要ではないか。

【再検討（案）】

・　より条例の趣旨が条文からも読み取れるような表現を、まだ時間がありますので、検討いただきたい。

（３）第 22 条関連

・　「障がいのある人の意見をできる限り聞き」という表現は、何か制限している感じがする。基本的には建物を使うすべての人が使いやすいということが大事ではないか。「できる限り」はない方が良い。

・　私たちが気付かないことをきちんと提言できる人の意見を取り入れることは必要。

・　同じ障がいのある人たちでも考え方がばらばらで、なかなか見解を合わせることができないことがある。障がい当事者側も、どうあるべきか、どういう使い勝手がいいかというところを、お互いに同じ障がいの人たちで話し合って、見解を摺合せする必要がある。

【再検討（案）】

・　「できる限り」という表現については、現実的な落としどころを探るような表現を考えていただきたい。